

令和5年3月7日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年3月7日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	村井 勉
11番	古川 幸義	12番	隅岡 美子
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 氏家 法雄 君・10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、5番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

お早うございます。5番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

一つ、ゼロカーボンシティについて、一つ、来庁者の駐車場とサービス向上について、一つ、旧庁舎の今後について、以上3点について質問させていただきます。

2020年10月の第203回臨時議会において、菅内閣総理大臣、当時ですが、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言されました。その後「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が2021年10月に5年ぶりに改定され、2030年度において温室効果ガスを2013年度比で46%の削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることが掲げられました。香川県では、2021年10月に「香川県地球温暖化対策推進計画」が策定され、計画の基本目標として、脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全が掲げられています。この計画では温室効果ガス排出量の削減目標として、2025年に2013年度比で33%削減し、長期的には脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロを目指すこととされています。多度津町においても地球温暖化の影響が生じており、国及び地方自治体の脱炭素社会の実現に向けた動きが加速していることから、2022年3月の多度津町議会第1回定例会において、丸尾町長による施政方針演説で「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」の実現に向けて、2050年までに多度津町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティに挑戦

することを宣言しました。これらを踏まえ、2050年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギーの導入可能性や導入方策、導入目標を検討し、今後、着実な脱炭素社会の実現を目指していくため「多度津町再生可能エネルギー導入計画」を策定することとなりました。

それでは質問に入らせて頂きます。一つ、現状、多度津町の取組はどのようになっていますか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の現状の多度津町の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、平成12年11月に「環境のまち宣言」を行い「環境マネジメントシステムISO14001の取得」「多度津町環境基本計画」や「多度津町地球温暖化対策実行計画」これは事務事業編でありますけども。これらを策定し、地球温暖化対策に取り組んでまいりました。現在は当該計画に基づき、地域における良好な環境の創出及び公共施設における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。公共施設におきましては、多度津中学校や新庁舎に太陽光発電を導入したほか、平成16年度より住宅用太陽光発電システム設置に補助を行っており、地域への再生可能エネルギーの普及拡大を推し進めております。その他、これまでも環境省が推進する地球温暖化対策である「賢い選択」、いわゆるクールチョイスに賛同し、町民や事業者の皆様への情報発信を積極的に行ってまいりました。また、つる性植物を育てることで電気を使わず、天然の涼を得られる緑のカーテンの普及事業は、毎年行っており、今年も新庁舎に場所を移して育成講習会を開く予定としております。本年度は、昨年3月に宣言した「ゼロカーボンシティへの挑戦の宣言」を踏まえ、本年2月に「多度津町再生可能エネルギー導入計画」を策定いたしました。令和5年度には当該計画を基に、町内全域を対象とした実行計画となる「多度津町地球温暖化対策実行計画」これは、区域施策編、の策定を目指しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問入らせて頂きます。

本町においては、再生可能エネルギーの導入実績が太陽光発電のみであります。これまでの増加以上に太陽光発電の導入を進めていき、国や県の導入に準じ、2030年度に2021年度比で太陽光発電の導入を2倍にするという目標となっておりますが、太陽光発電の補助は、補助がスタートしてどのように推移していますか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の太陽光発電の補助の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。平成16年度より補助事業がスタートして以降、本補助制度を利用した住宅用太陽光発電システムの設置につきましては、年度平均で約30件、発電量にして約148kWとな

っております。平成16年度から平成20年度までの5年間では、合計84件、約336 kWとなっており、続く平成21年度から平成25年度までの5年間では、192件、約885 kW。平成26年度から平成30年度までの5年間では、177件、1,038 kW。直近の令和元年度から令和4年度の4年間では、本年2月末時点で118件、約523 kW。総計で532件、約2,782 kWになります。平成24年度以降は、概ね年度合計200 kW前後での推移となっており、最も申請件数の多い平成25年度では、300 kWを超えております。しかしながら、令和元年度、令和3年度につきましては、再び100 kW前後の水準となっており、本年度も概ね同じような水準となる見込みでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

補助事業1件当たりの金額は、また、その総額は幾らになっておりますでしょうか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

多度津町の住宅用太陽光発電システム設置に伴う補助金につきましては、1 kW当たり3万5,000円、上限が7万円となっております。それと平成16年度から令和3年度末までの補助金の累計額でございますが、4,940万7,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問です。一般家庭以外での補助はありますか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の一般家庭以外での補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。現状において、本町の再生可能エネルギーに関する補助と致しましては、一般家庭を対象としたもののみとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

高松市などは公共機関の空き地、屋根などを貸し出して、太陽光システムを付けているということがあります。本町では、そういう検討はございますでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。先日、高松市の方が発表致しました香東川浄化センター、こちらにPPAモデル、PPAモデルとはPPA事業者が太陽光発電システム、こちらの方を設置致しまして、その電力を市が買い取るという形で、いわゆる屋根貸しと言われておるものでございます。こういう部分の補助、また、高松市に関しましては、ZEHモデル、こちらがゼロエネルギーハウスと言われておるものでございまして、建物の省エネ性能を向上し、太陽光発電等の再生可

能エネルギーの利用により年間のエネルギー消費量がゼロとなる家、こちらについても国の補助に上乗せをして高松市、また、県においては昨年度から補助を実施しております。また、この件につきましては、先日来、新聞報道で、このZEHにつきましては観音寺市、坂出市、三豊市、丸亀市の方が来年度から補助を行いたいということで今議会に予算を計上しているという新聞報道がございます。多度津町についても今年度、策定致しました新エネルギー導入計画、こちらを基に、こういった事業について新たな補助事業等を検討をしてみたいなという風に考えております。ただ、他の答弁でもございましたように、多度津町自体が財政的にかなり厳しい状況にあるということについては、当分の間、余り変わらない状況にあると考えられますので、出来るだけ国の補助等を活用した中で、出来るだけこういった、補助事業についても前向きに取り組んでみたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問に入ります。蓄電池の補助事業は今後考えられていますか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の蓄電池の補助事業に対する今後の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、本町では蓄電池の補助事業を行ってはおりませんが、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、また、災害時に非常用の電力としても活用出来る蓄電池の導入を促進すべく検討は必要であると考えております。今後は財政状況を鑑みながら、蓄電池への補助制度の新設のみならず、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、検討をしてみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。現在、家庭でも皆さん気になってると思いますが、電気代が高くなっているため、太陽光発電や蓄電池に興味がある人が増えていると思います。再生エネルギー導入も今がチャンスだと思いますので、今後ともよろしくお伺い致します。次の質問に入ります。

来庁者の駐車場とサービス向上についてお伺い致します。昨年6月より新庁舎に移動しましたが、本町住民の皆様より、いろいろなご意見を受けていると思います。この2月の町議会選挙で当選された、ここにいる議員の皆様も色々ご意見頂いたと思います。まず一番多かったのは、駐車場のことだと思います。住民の意見として「なんであなん狭いん」「対向するのが難しい」「入口が分かりにくい」「なんで公用車が平地で、私たちが立体駐車場なん」「車椅子を利用しようとする、立体駐車場から遠い」など、「玄関に入っても、案内する人がおらん」「どこに行けば

分からないのに、職員の方は忙しそうで聞きにくい」と、色々ご意見を頂きました。駐車場に関しては、慣れてもらうしかないと思明することが多かったと思います。案内については、掲示板の場所の説明を致しました。

そこで質問に入ります。立体駐車場は、利用しやすいように改善する予定はありますか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の立体駐車場の改善予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和4年9月定例会での兼若議員の一般質問におきまして、駐車スペースが狭い点や階の連絡道路が急勾配な点につきましては、限られた敷地内に必要な駐車台数を確保する必要があったため、現在のような立体駐車場として整備していることから、駐車区画の再整備や勾配を改善することは施設全体の整備を伴うため、非常に困難と考えており、連絡道路の幅が狭く、コーナー部で対向出来ない点につきましては、連絡道路前に信号機を設置し、連絡道路部分は交互通行して頂く運用としておりますので、今後も周知に努めてまいりたいと考えておりますと答弁させていただきました。また、令和4年12月定例会での小川議員の一般質問におきまして、入口ゲートをセットバックする案を検討したいと答弁させていただきました。この案につきましては、設計者に確認しましたところ、工事概要と致しましては地中に埋設しているループコイルを移動し、入口ゲート及び発券機を西側に約5メートル移動するようになり、この改修で駐車区画数が4台減少することになります。現在、周辺道路整備などを行っておりますので、今後の財政状況や周辺の状況なども考慮しながら、安全性と利便性の向上が可能となるよう改善してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

周辺道路整備などを今、行っておりますが、そこには倉庫棟やまた、代替地など色々案が出ていると思います。今後、その土地を利用して駐車場に利用するなど考えられていますか、お伺い致します。

副町長（岡部 登）

ただ今の門議員の再質問に答弁をさせていただきます。駐車場の問題は、昨年、新庁舎に移って以降、改善することが最も必要な問題であるという認識をしておりますが、年末に町長の方から来庁者の駐車場を公用車の駐車場に作れないかという指示があり、今現在検討を重ねております。財政状況も厳しい折、様々な課題をクリアしながら、一つ一つ皆様にとって不便を感じないような駐車場に出来ますよう解決してまいりたいと考えております。4月頃までには一定の道筋をお示しすることが出来ると思いますので、ご理解頂きますようお願い申し上げて、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。ぜひ町民の利用しやすい駐車場の方、よろしくお願ひ致します。

次の質問です。庁舎入り口に案内係などを配置することは出来ますでしょうか。お伺ひ致します。

町長公室長（山内 剛）

門議員の庁舎入り口に案内係などを配置することについてのご質問に答弁をさせていただきます。庁舎内の各課の配置場所を表示しているフロアマップは、正面玄関ロビーや2階の階段、エレベーター前等に設置しておりますが、マイナンバーや確定申告などの手続のため、窓口が混雑している状況が続いており、初めて新庁舎に来られた方には、ご不便をお掛けしたことと思います。申し訳ありません。また、門議員におかれましては、フロアマップの場所を説明して頂き、有難うございます。現在、人員不足などにより、庁舎入り口に案内係などを配置することは難しい状況ですが、来庁者で行き先を迷われている方がおられましたら、積極的に職員から声を掛けさせて頂くことやフロアマップの設置場所の確認や周知方法などを検討して、安心して新庁舎に来て頂けるように努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。

旧庁舎の今後についてです。旧庁舎は、以前は多度津高校が購入する予定でしたが、その話はなくなり、今後解体は本町が負担となると思いますが、現状の本町の予算ではかなり厳しいと思います。しかし、大きな地震などが来れば崩壊する可能性もあります。今後の利活用するために色々と考えられていると思います。質問に入ります。今現在、どのような案をお考えでしょうか、お伺ひ致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の旧庁舎の今後についてどのような案を考えているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。旧庁舎は約50年間にわたり供用されたことで、老朽化が進み、今後、使用することは出来ない状態であるため、解体しなければなりません。旧庁舎の解体には議員のおっしゃるとおり、多額の費用が必要になる見込みです。跡地の周辺には多度津駅や幼稚園・小学校があり、多度津町のまちづくりにとって重要な資源の一つであるため、関係機関と十分に協議を行い、財政状況も鑑みながら、計画的に解体を行い、地域における公共の福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用方法を検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

今回の一般質問では、新庁舎駐車場、旧庁舎をお伺ひ致しました。これは2月の町

議会選挙で住民の方の意見が多かったことです。この問題は町民の方、住民の方が関心が強いと思いますので、今後とも色々な角度で検討して行って頂きたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 門 秀俊 議員の質問は終わります。

次に、3番、大平 恭大 君。

議員（大平 恭大）

初質問となります。よろしくお願い申し上げます。

私は、閉塞感が蔓延した郷土多度津町を再び活力あるものにすることを目指して立候補致しました。この閉塞感を打破するためには、多度津町民自らが多度津町を良くしていく活動への参加が必要であると考えており、殊更、町政、議会への関心を高め、参加を促していくことが大変重要なものと理解しております。しかしながら、今回の議会選挙の投票率が、47%と過去最低となったことについては、やはり忸怩たる思いであります。この厳しい現実を打破し、町民の関心、信頼を取り戻していくため、改めて町民に真摯に向き合う町政、議会を町民に示していくことが重要と考えます。厳しい財政の中にあっても主権者たる町民の声に丁寧に応えていく。そういう姿勢を示していくべきと確信しております。そのためには、主権者である町民の皆様が安全で安心して生活出来るよう、町への要望が正しく扱われる仕組みづくりが必要と考えます。また、町民自らが町内移動しながら、コミュニティ力を向上させていく手段の提供も必要と思っております。また、町から町民への発信力の充実も重要と思っております。本日の質問は、それに沿った内容になります。よろしくお願い申し上げます。

まず一つ目の質問です。町民の安全に関わるものです。昨年12月14日に、お隣の丸亀市で強風のため、折れたカーブミラーが自転車で通行中の女性にあたり、怪我をしたという事故が発生しました。丸亀市は市内インフラの一斉点検を指示しましたとの報道がありました。

そこで質問致します。多度津町では、かかる報道に基づき、町内で危険と思われる箇所を一斉点検した事実がありますでしょうか。回答をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

大平議員の本町ではかかる報道に基づき町内の危険と思われる箇所を一斉点検した事実はあるのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。昨年の12月14日に丸亀市で発生した事故を受け、本町におきましても町が設置している765箇所の全てのカーブミラーの緊急点検を12月22日から26日にかけて実施を致しました。点検したところ、765箇所のうち9箇所においては、支柱の老朽化による修繕が必要な支柱がございました。現在までに9箇所のうち、1箇所につきまして

は修繕対応を実施しておりますが、残りの8箇所につきましては修繕方法などを検討中であり、今年度中に修繕が完了出来るよう進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。では、続けて質問致します。

本町でかかる事故が生じ、一斉点検を行うとしたら、どのような方法があるでしょうか。回答をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

大平議員の本町で斯かる事故が生じ、一斉点検を行うとしたらどのような方法があるのでしょうかについてのご質問に、答弁をさせていただきます。現在、町が管理をしておりますカーブミラーにつきましては管理台帳を作成しており、この度の丸亀市の事故を受けて建設課職員による目視での点検を実施したところであります。また、目視で危険性の判断が困難な場合には、交通安全施設を取り扱っている専門業者に点検を委託し、修繕等が必要か否かの判断をして頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。ではさらに質問させていただきます。

現在はカーブミラーについてのお答えでございましたけれども、危険と思われる箇所を町は日頃どのように把握しているのでしょうか。回答をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

大平議員の危険と思われる箇所を町はどのように把握しているのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、道路等に設置している付属物のカーブミラーにつきましては、先程、答弁をさせていただきました緊急点検の他に通常点検と致しまして、毎年、町内全ての付属物ではございませんが、計画的に予算の範囲内において、順次、道路付属物点検業務を発注し、修繕等が必要な箇所を把握しているところでございます。また、道路のアスファルト等の危険箇所の把握につきましては、建設課職員が工事現場での検査等で外出した際に、町内の巡視を行い、危険箇所の把握及び簡易アスファルトで職員により応急的に穴埋め等を行い、対応をしております。また、町民の皆様からの情報提供もございますが、他課の職員にも危険箇所を把握した際には、建設課までご連絡頂けるよう周知しており、早期対応に努めているところでございます。今後も町民の皆様が安心して安全に道路を利用して頂けるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。人的資源には限りがあり、町が常に機能的に町民の安全に配慮していくというのは、言葉で言う以上に難しい課題と思います。しかしながら、厳しい財政の中で長らく町民に辛抱を強いてきた結果、古くなって劣化したイ

ンフラが町中にあります。アスファルトやコンクリートの表面がボロボロとなっているもの、水路が古くなっていたり、幅や深さが適当でなく大雨の際には、住居への浸水懸念のあるもの、実際に浸水が度々起きているのに抜本的な対策がとられていない等々、私が町内を回った際に、それら多くの声に接しました。地中にある上下水道の経年劣化の心配の声もありました。令和5年度の予算をみた時、それら町民の声に対する手当てが十分にされるとは思われません。また、別の面で言うと、そのようなインフラ改善の要求への対応が独善的であってはなりません。公平性に欠けた対応は、町民の不信感を増す要因となります。そのため、次のような提案をさせていただきます。

町民のコミュニティの単位として自治会があります。町と自治会で定期的な会合の場を持ち、日頃から自治会単位で町への要望を確認し、改善策を話し合い、その進捗について報告、共有し合う場を設けてはどうでしょうか。また、多度津町に多い水路についても町民の方々から色々な意見や要望があります。これは、一般には馴染みのない水利組合との話し合いが不可欠ですが、話し合いの場がないので、一向に解決の糸口が見えないということがあります。そのため、町、自治会、水利組合等の関係者が一同に話し合う場を設けていく必要もあると思います。

そこで質問致します。町と自治会、あるいは水利組合等の協議が必要な関係者間の協議の場を町が設けることについて、いかが思われますでしょうか。回答をお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

大平議員の町と自治会、あるいは水利組合等の協議が必要な関係者の協議の場を町が設けることについてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、自治会は、それぞれの地区にお住まいの方で構成されている団体であるという特性上、町では把握しきれない地域事情などに精通しているものと認識しており、自治会からのご意見は、町をより良くするために必要不可欠なものと考えております。本町では、自治会から広くご意見を頂くために自治会要望として、随時、要望を受け付けしております。これまでも自治会からの要望は、通年で受け付けしてまいりましたが、毎年決まった時期にのみ要望出来ると認識されている自治会もあったため、今月行う周知からは、自治会要望については通年で受け付けしている旨を明記することとしており、自治会から広くご意見を取り入れることが出来るようにしております。また、自治会の方と直接ご意見を頂ける機会として、町政報告会を実施しております。毎年3月上旬に実施する自治会調査の際に、ご案内をさせて頂いており、ご希望される自治会には自治会が行う総会等の会合に町長等が出席し、町の取組や町政の現状について直接説明を行い、広くご意見をお伺いしております。これまで自治会要望や町政報告会の中で、水路に関するご意見やご要望をお伺いすることもあり、地域の様々なご意見をお伺いしております。そのほか、自治会に限ら

ず、広くご意見を頂けるようにと町長との対話集会を開催しております。今年度から開催方法を変更して、町内に居住、通勤または通学する5人から10人以下の団体・グループから応募して頂き、日程調整を行い、各種団体・グループの下へ町長自らが出向き、町政に関する特定のテーマについて町長と住民の皆様が直接意見交換などを行い、身近なまちづくり施策に町民の声を反映させるとともに町政への関心と参加意識を高めることを目的として開催しております。今後も町民の皆様が町政への関心を持つことが出来るよう、ご意見を頂ける機会について、ホームページや広報等を活用して積極的に周知してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。民主主義の原点に立ち返れば、行政や議会は住民の代表として、その負託に責任を負うものであります。町の将来やその選択は、町民主権の上に立つものでなければなりません。自治会から定期的に町民の意見を聞くことでコミュニケーションが深まり、町民の町政の参加意識の向上に繋がることのほか、行政手続の透明性、公平性が担保され、信頼関係が改善されることとなります。厳しい財政の中であればなおのこと、町民の声を聞き、優先順位をきちんとつけて解決に当たっていく。時間の掛かるものについては、その進捗をきちんと報告する。そのような町民との対話により、町民の町政の信頼を確かなものとし、町民の安全と安心を担保していく努力が今こそ求められていると思います。インフラの更新・投資は後回しにしても、いずれ手当てが必要となる事案です。今後5年から10年の期間で計画的に実行していくことが求められます。実現に向けた行動をよろしくお願い申し上げます。

では、2番目の質問に移ります。多度津町民のコミュニティ力の向上に向けた町の取組についてです。

かねて議会においてコミュニティバスの導入について議論があったことは承知しております。これまで町は財政の厳しさを理由に導入に踏み切れてないという事情も承知しております。それでも私が町の方々から聞いた町への要望の中では、コミュニティバスの導入が多いことから、改めて私の方からコミュニティバスの導入の必要性を質させて頂きたいと存じます。まず、導入の方法について私見ではありますが、目論見書なるものを用意させて頂きました。資料を利用してご説明させて頂きます。こちらタイトルです。

では資料に従って、概要を説明させて頂きます。まず、導入の目的です。1番目は、多度津町のコミュニティの向上は多度津町民により実現を図っていくということになります。記載のとおりであります。町民が町内を移動することで、町の再発見、再発展を促してまいります。2万2,000人の町民の活力で町を活性化させたいと思います。一方で、町外からの観光客に依存しては、土・日、連休のみの活用に限定され、町の底上げにならないと思います。また、ブーム等の浮き沈みに

左右されることもあります。観光客はあくまで追加要素とし、町の発展は町民による実現を図る。これが基本と考えます。次に、高齢者の運転免許の返上についての代替交通手段の提供となります。私が町内を回る中で、免許の返上を求められるけど車がなければ不便。代わりとなるコミュニティバスが欲しいという話を聞きました。また、ウィズコロナとなって、これから町民の外出機会が増えてくると思いますが、公共交通手段を提供していくことが必要でないかと思えます。3番目として、通勤、通院、買物の交通手段の提供になります。これは、まさに町民のニーズです。バスを利用する目的に応じて運行ルートを工夫することにより、利用者の利便性の向上を果たし、利用者の増加を図ってまいります。そして4番目は、駅、庁舎、施設へのアクセスの向上と駐車場不足への対応になります。駐車場を新たに手当て確保する費用を考慮した場合、経済的に有利であると考えます。次のページ移ります。2ページを示します。導入に対しての歳出抑制策です。コミュニティバスの提供、維持という事業を役所が行う場合、複合的な住民サービスの一環であるため、必ずしも単体での歳出面を問題視するべきではないと考えますが、厳しい財政下で、ある程度抑制される方策を検討致しました。まず、利用頻度の向上です。利用料金をどの程度に設定するかということに絡めても、ある程度の利用者があることが求められます。利用者確保のため、私が考えるのはルートの本数にもよりますが、まず、全ての自治会から停留所の候補場所をヒアリングします。候補場所は、一つの自治会あたり、1箇所から3箇所の要望を頂きます。その上で町の方でルートを決め、それからルート上にある商業施設、病院等に停留所の設置の相談を行います。商業施設、病院には、出来れば有償での停留所の設置を求めます。これがバスの維持費の一部に充てられることとなります。費用を負担する民間の方でも町のバスにより、ある意味優先的に顧客を誘導してもらおうこととなりますので、広告宣伝費との位置付けで受入れられたらと考えております。一方で、零細の事業者において費用負担が困難であることもあると思えます。その場合には、各自治会から要望される無償の停留所の中に入れてもらうことで、配慮することも出来ると考えます。そうして先ほど触れましたが、朝夕と10時から16時の日中とで時間帯を分けてルートを設定することで、利用者の利便性に留意した運用を考えられます。通勤に利用頂く事業者においては、従業員ため駐車場を用意しなくてもよい経済的なメリットがありますし、従業員募集時に優位となることもあり得ますので、停留所を有償利用頂くことも可能と考えます。次のページになります。利便性の向上ですが、これもルート設定に影響を与えます。ルート上にある公共施設、商業施設、コンビニ、飲食店に待合室的な意味合いの協力をお願いします。これはトイレニーズを充足することにもなります。また、バスチケットの販売やバス利用者向けにルート上の店舗のクーポンやキャッシュバック等の制度を設けることにより、店舗利用を促し、店舗とウィン・ウィンの関係を構築していきたいと考えます。また、紙面上に

はありませんが、1日券を発行して、町内を巡るダンジョン等の企画を設けることで、町民、観光客が町内の施設をお得に回りながら経済を回してもらうことも可能となります。町内の各名所、各施設巡りを通じて多度津の再発見、情報発信に繋がれたらと思います。そして最後に究極の歳出抑制策として、10年等で期限を切って廃止を含む見直しをあらかじめ計画しておくことです。将来的には自動運転の車両が普及することや買物にはドローンが各家庭に商品を配達する時代が到来します。そうすると利用者は自ずから減少することになりますので、それまでの繋ぎの施策として割り切ります。運行ルートについては2年程度で見直しして、活性化を図るということも織り込んで良いと思います。あらかじめそのように想定しておくことで大規模の設備や車両は不要となり、導入コスト、維持コストの削減に繋がります。ただ、こうした一般的な車両で導入した場合、福祉の面が取り残されることとなりますが、これについては、現在ある福祉タクシー等を利用して頂くということで、町民にはご理解頂くということになろうかと思います。歳出削減のためには、ある程度、選択と集中が求められるものと仮定し、本プランを考えました。以上で資料に基づく説明は終わらせて頂きます。

ここで質問させていただきます。コミュニティバスは、今こそ必要と考えますが、導入についてのご見解をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

大平議員のコミュニティバスの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご提案のコミュニティバス導入目論見書ですが、導入目的に高齢者の運転免許証自主返納時の代替交通手段を含めた日常生活での移動手段の一つとして利用されることにより、町民のコミュニティの向上を図ることや各施設へのアクセス向上、駐車場不足の解消なども考慮され、また、歳出抑制策では、利用券に1日券や回数券を設定し、停留所や利用ルートなどは柔軟に対応することやまた、10年等の期限を切って廃止を含めた見直しを行うこと、電気自動車などの高価なバスは導入せず安価に抑えることなど非常に幅広く、意義深いご提言を頂きましたことに、本当に感謝を申し上げます。大いに参考にさせて頂きたいと思っております。

さて、令和4年12月定例会でも答弁させて頂きましたが、本町では以前に中学生以上の町民を対象に無作為に2,000人を抽出し、多度津町の公共交通に関するアンケート調査を実施致しました。公共交通の何が満たされれば、利用したいかとの質問には、乗降場所までの距離が近いことや目的地まで直接行って欲しいなどの回答が多数ありました。70歳以上ではバス停等までの移動に不安を感じるといった意見もあり、多くの方がドアツードアなどの身体的な負担の掛からない交通手段を望んでいることが分かりました。また、導入している自治体によりますと導入前には関係者との協議検討を重ねたものの、運行して間もなく、停留所までが遠い、運行時間の変更や運行本数を増やしてほしいなど様々なご意見やご要望が寄せられ、利用者も

増えない実情や経費面においても初期費用はもとより、導入後のランニングコストにおいて、運転手の人件費や経年劣化していく車両の維持費など維持管理経費も年々増加し苦慮しているとのことでございます。しかしながら、必ずしも費用対効果が優先されるものとは考えておりませんが、本町の厳しい財政状況下において、導入を検討することには慎重にならざるを得ません。このようなことから本町では、現在、高齢者福祉タクシー事業を実施しており、令和元年度には対象者や交付額を拡充し、事業を継続しているところでございます。また、住民主体の支え合いサービスの「移動サービス・チョイ来た」事業におきましても利用者も多く、大変評判がいいと伺っており、引き続き支援をしてまいりますので、移動手段の選択肢の一つとして、ご検討頂きたいと思っております。今後も引き続き、町民の皆様の実情を把握しながら、他の自治体も参考に本町にとっての公共交通の在り方について調査研究に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。ご紹介させて頂きましたプランは、将来の生活環境の変化を見通すことで時限性を設け、導入コスト、維持コストを極小化することに主眼を置いています。導入に当たっては、様々な方法があると思います。町がどの程度、町民の要求に応じていくのか、その本気度次第でもあります。自前での導入がどうしても困難であれば、既にコミュニティバスを導入している近隣自治体のバス路線を本町内まで延長をお願いすることもあろうかと思っております。町長の施政方針にある、「たどつのゲンキを創る」「たどつとツナガル人を増やす」「たどつにスマタイ人を増やす」「たどつのミライに向けて挑戦する」の四つの基本目標にまさに合致する施策と考えております。また「たどつのゲンキ」は、多度津町民自らの参加で実現していく、これが肝要と考えます。コミュニティバス導入で多度津の経済も回っていくものと思われまます。多度津町の内外との連携も向上していくと思えます。財政的に難しいとのご回答ではございましたが、改めてご検討をお願いしたいと思えます。

では、3番目の質問に変わります。コロナ禍を通じて、多くの助成金、給付金の制度が設けられましたが、周知すべき役所の方でも受け取る町民の方でも整理がつかず、受け取るべき方々にきちんと交付されたかどうか検証することが必要と思えます。つきましては、昨年度の予算において町民への助成・給付のため、国・県へ申請し、予算確保したもののうち、消化出来ずに国・県へ返戻した金額は幾らありますでしょうか、回答をお願い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

大平議員の町民への助成・給付のため予算確保したが、消化出来ずに国や県へ返戻した金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和3年度に町民に支給した給付金は、子育て世帯に対しましては、令和3年7月に実施した高校3年生までの児童

を養育する非課税世帯の保護者へ児童1人当たり5万円を支給した低所得世帯への生活支援特別給付金と12月に実施した高校3年生までの児童を養育する保護者へ児童1人当たり10万円を支給した子育て世帯臨時特別給付金でございます。また、非課税世帯やコロナにより家計が急変した世帯に対しましては、1世帯当たり10万円を支給した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を令和3年度末から4年度にかけて支給致しました。それぞれの申請状況と予算を消化出来ず、国へ返戻した金額について、ご説明致します。まず、低所得世帯への生活支援特別給付金でございますが、既に児童手当を受給している世帯につきましては、所得状況が把握出来ることから申請を必要とせず、積極支給と致しましたので、100%の支給率となっております。それ以外の児童手当の受給資格がない高校生やコロナによる家計急変世帯につきましては申請が必要となるため、児童手当受給者のうち、課税世帯にも個別案内致しました。また、高校生には県から学校を通して案内文書を配布し、さらには広報及びホームページに掲載するなど周知に努めました。予算確保の際には令和3年2月末時点の児童手当受給者数の15%相当額を交付申請するよう国より指示があったため、380人と見込んで予算確保致しました。これに対し、実績は計214人でしたので166人分、830万円を返還することになり、今回補正予算に計上させて頂いております。次に子育て世帯臨時特別給付金についてでございますが、こちらは公務員世帯を除く、高校3年生までの全ての児童が対象であったため、未支給は発生しておらず、事務費の余剰金約15万円の返還となりました。次に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございますが、住民税の課税状況より非課税であった対象世帯には案内文書と確認書に返信用封筒を同封し送付致しました。一定期間返信がない世帯には受付期間中に特設したコールセンターによる電話連絡や2度にわたる個別勧奨通知の結果、95.57%の支給率となりました。また、家計急変による非課税世帯と同程度の状況となった世帯には、国によるテレビや新聞等での全国的な周知に加え、広報や町ホームページで周知に努めました。予算確保の際には非課税世帯3,450世帯、家計急変世帯350世帯分を交付申請致しましたが、給付実績は非課税世帯2,469件、家計急変世帯6件でありました。交付申請の際には以後の追加申請が出来ない可能性があったことから多目に見込んでおりましたので、1,225世帯分の給付費及び事務費の合計約1億1,660万円の返還となりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。助成金、給付金は基本的に申請方式であることが多いので、未消化部分が発生するのは、役所からの周知不足があるのでないかと思っております。時限性があるものが多い中で、いかに早く必要な人に情報を届けるかが大変重要です。町のホームページやSNSを活用して、タイムリーに周知する工夫が求められます。町のホームページのトップに助成金、給付金のページを一覧にして

アクセス出来るように工夫してはいかがでしょうか。また、ホームページやSNSにアクセス出来ない方々には、日頃から情報伝達の方法を工夫していく必要もあります。役所内に専門の担当者を置くことも考えられます。よろしくご検討お願い申し上げます。

以上で、私からの質問を終了させていただきます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番、大平 恭大 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を10時55分にしたいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄でございます。2月5日の多度津町議会議員選挙におきまして、ご信任を頂き、この場に立っております。これからの多度津町の活性化のために何ができるのか、また、何をなすべきなのかを考え、身の引き締まる思いでございます。19世紀フランスの思想家トクヴィルは、民主主義揺籃期のアメリカを訪れた際、アメリカの議員が議員とは主権者の召使いであるとの意識で仕事をしていたと記録をアメリカの民主主義の中で残しておりますが、その思いで、氏家 法雄も与えられた機会を無駄にせず、町民の方々の代弁者として丁寧に議員活動をさせていただきます。

まず、一般質問を行う前に、2月6日、月曜日、トルコ南東部のシリアとの国境付近を震源とするトルコ・シリア大地震で被災され、今なお困難な状況に置かれている方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、二次災害の恐れがある中にありまして、勇敢に救助活動されている救助隊員の方々及び医療関係者の方々に敬意を表したいと存じます。

さて、初めての一般質問では、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組の進捗状況について、また、その取組に伴う本通地区を中心とした町の活性化事業について、2項目の質問を致します。

1項目では、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組の進捗状況であります。私も本通地区に居住しておりますので、この取組については以前より興味を持っておりました。年末には、まことプラザで実施されました取組に係る住民説明会に参

加致しました。そこでは、担当職員から、この事業の取組経緯などについての説明のほか、重伝建に選定された際の住民の方々のメリット、デメリットなど丁寧に説明して頂きました。その説明を受けた上で、4点の質問を行います。

1点目、重伝建に選定されるには、ある一定の割合の住民の同意が必要であると聞いております。現時点では、どの程度の住民の同意が得られているのかお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の重伝建選定に向けた現時点での住民同意の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる伝建制度については、これまで保全保存地区として想定している地域住民の方々のご自宅を民間の協力者ととも担当者が個別に訪問したり、住民向けの説明会を開催したりして、制度のメリット・デメリットを含む詳細な内容について説明するとともに本通地区の特徴と価値について、そして、町並みを保存していくことの意義についても言及してまいりました。これらの取組を通して65%ほどの所有者等に対して、伝建制度に係る説明が完了しております。現時点で具体的な数値として同意の状況を示すものはございませんが、こうした地域住民との直接的な関わりの中で、好意的な意見が聞かれることから伝建制度導入に向けた取組を進めていくことについて、差し支えはない状況にあると考えております。一方で、重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる重伝建として選定されるにあたっては、書類上で同意を得ていることを残すことが必要となる手続もあることから、引き続き、住民同意が得られるように丁寧な説明を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

1点目は、デメリットの説明に対する住民の反応、どのようなものがあつたか、お聞かせ頂きたく存じます。

もう一つは、書面での住民同意の取付けに関しましては、条例制定後の動きという理解でよろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。住民の方々に説明を差し上げた時のデメリットに対する反応なんですが、まずデメリット、住民にとってのデメリットとしては、地域保存のために一定の規制が掛かってしまうことであつたり、文化財として守るために、ある程度の費用が掛かってしまうということが、いわゆるデメリットになるのかなという風に思っております。反応としては所有者の方が高齢であつて、私の代は大丈夫だけど、そのあとの代になったらどうなるか分からないとか、そういったような反応もやっぱりございました。今、思い出せるのは、ちょっとこういう範囲なんですが。それと住民同意の書類の提出なんですが、おっしゃる

とおりで、保存条例の制定後に同意を得ていくような形になります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご丁寧な回答有難うございます。

2点目、今後の住民同意向上のための具体的な取組は、どのように考えられているのか、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の今後の住民同意の向上のための取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。先ほど答弁させていただきましたとおり、これまで様々な機会を設けて地域住民への説明を行ってきたところです。今後は、住民同意の向上を図るためにも県教育委員会の指導や助言も受けながら、個別訪問を重視した形で説明を行っていくこととしております。なお、今後の説明にあたっては、本町における制度の具体的な内容、つまりは、規制される行為や守るべき基準、補助金の補助割合やその上限額、税制優遇の考え方等より詳細な内容について説明をしてきていきながら、伝建制度の導入にご同意頂けるよう努めてまいります。この他に民間の推進団体である「たどつ本町筋を愛する会」と協力して、普及啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。現在、本通地区で見られるポスターや幟は、この団体の発案により実行されたものでありますが、今後もこうした事業に協力してまいります。また、既に重伝建に選定されている地区で活動されている方を本町にお招きして、実体感を伴った生の声を聴く機会を設けることも予定しております。これら様々な取組を通じて、地域住民の方々が先人が築き、守り伝えてきた伝統的町並みを誇りあるものであると感じて頂けるよう、また、制度について正しくご理解頂けるよう、民間の方々と協力を密にしながら、取組を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

答弁有難うございます。民間の方々と協力しながら、この重伝建、前へ進めていきたいと思っております。

3点目の質問をさせていただきます。

重伝建選定の前段階となる伝建地区の選定に係る保存条例が必要であり、本議会では重伝建に係る保存条例が議案として提出されています。条例とは、一定の法的拘束力を持つものでございますが、メリット及びデメリットを含めて、これまでの住民への説明が十分との理解で、現在、条例制定が進められているという理解でよろしいでしょうか。お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の条例の制定に当たっての住民への説明状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。先ほど答弁差し上げましたとおり、現時点で、地域住民の同意や

条例についての理解度を具体的な数値と示すものはございませんが、地域住民との直接的な関わりの中で条例制定を進めることに差し支えはない状況にあると考えております。なお、議案として提出しております条例につきましては、附則にありますとおり、伝建地区の保存等に関する重要な事項について調査審議や建議等を行う多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会に関する規定を除き、伝建地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行するものであるため、条例に規定される事項が直ちに適用されるものではありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

条例制定に関する現在の状況のご報告有難うございます。

そこにつきまして、再質問させていただきます。

今のご報告では、最後に伝建地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行するものであるため、条例に規定される事項が直ちに適用されるものではありません。とご回答頂きましたが、この表現ですと行政の立場の感覚からの直ちに適用されるものではありません。という理解になると思います。住民の方からすれば、条例が定められた瞬間から適用されるという理解で受け止めると思うのですけれども、ここに関しましては、何らかの説明が必要と思われそうですが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、今回議会に提案させて頂いております伝統的建造物群保存地区保存条例につきましては、この条例の中で、この地域が保存地区であるという風には謳っておりません。その保存地区が、この地区ですよ。この建物が、伝統的建物ですよ。っていうのを決めるのは先ほど申しました、この条例が議決されましたら適用させて頂く多度津町の伝統的建造物群保存地区の保存審議会の協議によって決定する場所であったり、建物になります。ですので、その中で、この地区を保存地区とやるという決定した後に、この地区が都市計画による保存地区でやるという風に告示の方に進めていく形になります。とはいうものの大体、教育委員会としてはこの地区であろうとか、この地区が伝統的建物であろうという目星はついておりますので、そういったことに向かって、現在、住民の方々の調整をしているところでございます。ですので、今回の条例が通りましたら、さっき答弁をさせて頂きましたとおり、丁寧な説明と今後の条例の進め方等については、また、ご説明にまいるつもりでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご回答有難うございます。

条例の審議がこれから進んでいくものと思われそうですが、これまで、この重伝建の選定に向けては、条例の制定も含めて長い時間をかけて、今日に至っていると理解し

ておりますが、今後、この条例を定めた後の具体的なスケジュールは町の方では、どのように考えているのか、お聞かせ頂ければと思います。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。保存条例制定後の今後の予定でございますが、まず、先ほども申しました保存審議会の方をまず、設置をさせていただきます。保存審議会設置後、伝建地区、先ほども申しました伝建地区として保存する範囲を決定するような形になります。そのあと今回の保存条例の中にも入っております保存活用計画の方を策定することになります。その保存活用計画の中に、保存すべき建物であったり、工作物であったり、そういったものを策定し、どういう具体的なルールというか、そういった基準の方を定めていくことになります。それが、令和5年中、令和5年度の終わり1月かそれ位を目標にはしたいんですが、重伝建の方の選定の申し出の方を文科省の方にしたいと考えております。令和6年度に出来ればですが、国の重伝建の選定を受けたいと現在のところを考えております。以上でございます。

議員（氏家 法雄）

特に本通地区におきましては建物の老朽化も非常に激しく、高齢化も進んでおりますので、スピード感を持って進めていくことが必要になると考えています。

そこで4点目の質問させていただきます。

執行部内では、各課横断的なプロジェクトチームが組織されていると聞いております。昨年10月末には文化庁の担当者が、町及び本通地区を視察されて以降、こちらではどのような活動がなされ、また同プロジェクトチーム内で合意形成がされているのか、お伺いさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の各課横断的なプロジェクトチームの活動及び合意形成の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。プロジェクトチームについては、庁舎内における伝建制度の導入に向けた取組を進めるため伝統的建造物群保存対策調査を実施している時から組織しておりましたが、本年度、再編整備し、取組を強化したところです。令和4年10月に文化庁係官の現地指導を受けた後には、その際の指導や助言を受けて、伝建制度の導入に係る各課の業務に関する箇所について検討を進めているほか、条例や規則等の制度導入に必要となる例規の内容について共有して確認を進めております。また、チームメンバーとして業務の枠を超えて関わっている職員については「たどつ本町筋を愛する会」との会合に適宜参加し、制度導入に向けた取組についての意見交換を行っているところです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

丁寧なご回答有難うございます。

二つ目の項目について質問をさせていただきます。

本通地区を中心とした町の活性化事業についてでございます。重要伝統的建造物群保存地区選定の取組に伴う本通地区を中心とした町の活性化事業についてですが、本町で重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地区の整備が進みますと国内外から観光客の増加やそれを目当てにした新たな事業を計画する事業者などの増加が見込まれます。また、それに即応する町からの情報発信や誘客に向けた取組、また、近隣の市町や香川県とともに行う事業なども考えていかなければならないと思えます。さらに、このような町の取組は、重要伝統的建造物群保存地区の選定に先駆けて実施しなければ後手に回り、地域活性化のチャンスを逃すことにもなりかねません。2月9日に公開されました香川県の令和5年度当初予算一般会計の概要を見てますと池田県知事のこれまでにない予算編成方針が見て取れます。県の人生100年時代のフロンティア県の目標実現方法の一つとしまして、にぎわい100計画が示されています。この計画の中では、観光需要回復支援事業やデジタルマーケティング観光誘客推進事業、香川せとうちアート観光圏滞在促進事業、魅力ある観光地づくりなど前述の本町が行う必要があると考えられている事業が予算化されています。これは県の予算であり、本町で活用出来るかどうかは不明でございますが、活用出来る事業があれば、積極的に取り組んでいくことが肝要だと思えます。

そこで、5点の質問を行います。

1点目、今回の議会に上程しています令和5年度当初予算案において、重要伝統的建造物群保存地区の選定の取組に関しまして、どのような予算が計上されているのかお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の重伝建選定の取組に係る令和5年度当初予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。伝建制度の導入に向けた取組に係る令和5年度当初予算と致しましては、学識経験者、地域住民、関係団体等の代表などで構成される伝統的建造物群保存地区保存審議会に係る報償費や旅費として21万4,000円、文化庁の現地指導に伴う旅費として7万5,000円、地域住民への普及啓発に係る研修旅費、消耗品費、印刷製本費及び会場借上料として46万円、伝統的な建築物が経年劣化や自然災害等により著しく破損している場合において、緊急的な保存修理や応急処置を行うための補助金である緊急保全対策事業費補助金として400万円、合計474万9,000円を計上しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

財政が逼迫する中、なかなか厳しい状況であるとは思いますが、この予算で重伝建選定に向けて前へ進めていきたいと考えております。

そこで、2点目の質問ですが、令和5年度の本通地区を中心とした町への誘客事業や情報発信に関しましては、どのように考えているのかお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の本通地区を中心とした町への誘客事業や情報発信方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず、町への誘客事業につきましては本通地区に限定したものではありませんが、官民協働でタウンプロモーション事業に取り組んでいる「まねきねこ課」におきまして、冬のイベント、桜たんページェントの開催や多度津の魅力を発信するための情報誌、ナイスタドツの発行などを行い、観光客を含め、多度津に来てもらう人を増やすための取組を行っております。また、多度津町観光協会と共催で、たどつさくらまつり、たどつ全国凧あげ大会、たどつ夏まつりといった行事を開催し、観光誘客に取り組んでおります。その他、町内でまち歩きやマルシェの開催、誘客施設の整備などの観光振興に取り組む団体に対しまして、30万円を上限に活動に対する補助金を交付し、民間団体の方々の活動を支援しております。令和5年度につきましても当事業を継続することで、本町への誘客促進を図ってまいります。次に情報発信の方法につきましては、イベントに出店した際に観光パンフレット等を配布し、観光PRを行っております。また、合田邸の緊急保全事業に係るガバメントクラウドファンディングの中でも合田邸のみならず、本通地区の町並みの魅力に関する情報も発信しております。クラウドファンディングにつきましては、クラウドファンディングサイトや町ホームページ、SNSでの情報発信をはじめ、町内外へのリーフレットの配架等、広く情報発信を行っておりますので、令和5年度につきましても県内外の方々に対し、合田邸へのご支援のお願いと併せて本通地区の町並みの魅力の発信も行っております。また、誘客事業や情報発信は、本町単独で事業を実施するよりも議員のおっしゃるとおり、近隣の市町や県などとともに行う方がより効果的であると考えております。今年度は瀬戸内国際芸術祭2022におきまして、本町で初めてとなる陸地部側での作品展開が本通地区で実施され、秋会期中に多くの方に訪れて頂き、本町の魅力をPRすることが出来ました。また、本町が加入しております北前船日本遺産協議会の中四国ブロック連携事業として、構成団体の広報誌で自団体以外の日本遺産に関する情報を掲載する紙面交流を実施しており、鳥取市及び倉敷市の広報に本町の情報を掲載頂き、県外の方々に対する情報発信を実施致しました。令和5年度につきましては、公益社団法人日本都市計画学会中国四国支部の助成事業として、大学などが事務局となり、実施しております四国のまちづくりに関する情報交換会&見学会が、本通地区をテーマに町内で開催して頂く予定となっておりますので、県内外の方々に情報発信出来るものと考えております。今後も香川県をはじめ、県内外の各種協議会などと連携し、誘客や情報発信に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご丁寧なご回答、有難うございます。質問に対する答弁の中で、町内でまち歩きやマルシェの開催、誘客施設の整備など観光振興に取り組む団体に対しまして、30万円を上限に活動に対する補助金を交付し、民間団体の方々の活動を支援してお

りますと補助事業の紹介がございました。

本日までの令和4年度での実績について、具体的な内容、取組をお聞かせ頂けませんでしょうか。よろしくお願ひ致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の令和4年度の多度津町の観光振興団体事業補助金の実績につきまして、答弁をさせていただきます。こちらの補助金につきましては上限30万円でございます。補助率が3分の2となっております。申請の団体につきましては、まち歩きの会に対する支援でございます。まち歩きで使用される説明用のフリップの作成であったりとか瀬戸芸関係の研修等、そういったものに使って頂いております。また、マルシェの方を開催頂いております団体に対しましての支援というのを行っております。こちらはガードマンであるとか音響施設、そういったものに使って頂いております。4年度の現在までの実績については、以上2件でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご回答、有難うございます。

今の答弁につきまして、1点、質問を追加させていただきます。

多度津町の魅力をダイレクトに町内外の方々に伝えていく語り部となるのが、まち歩きのガイドの方々だと思います。ただ、このまち歩きのガイドの方々、独特ある口調で、この多度津町の良さをそのまま伝えて下さっておりますが、高齢化も進んでおります。これに対する対策等、何かございましたら、今後の展望でも結構ですので、ご回答頂ければと思います。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。まち歩きの方のガイドの方々の高齢化等につきましてでございますが、本町担当の方も、まち歩き団体と年に数回ほどそういった協議等を重ねておりますので、今後もそういった協議の中で、今後の後継者の育成であるとか、そういった部分については、一緒に考えてまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ぜひ、語り部の若い方への継承が進んでいくことを願うものでございますが。

3点目の質問に移らせて頂きます。

香川県では前述のとおり、これまでにない取組を行うこととしております。本町もこれに乗り遅れることがないように国や県の情報の取りまとめや必要な事業の新設など各課横断的に行う必要があると思います。事業を行うと仮定しますと、どこの課が中心となって事業を取りまとめることになるのでしょうか、お伺ひ致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の各課横断的な事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。町で実

施する事業につきましては、原則として多度津町行政組織規則に基づき、事業の所管課を決定致します。その際に他課との連携が必要な場合などは必要に応じて、所管課から関係各課へ協力依頼や連絡調整などを行っております。また、同規則の規定により町組織の横断的な課題調整に関することは、政策観光課が所管することとなっており、町組織全体を横断するような事業を実施する場合は、個別事業については、それぞれの所管課で実施し、事業の取りまとめや調整を政策観光課が行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ぜひ、政策観光課の方が中心となりまして、国や県と密接に連携しながら多度津町の観光振興事業を進めていって頂きたいと考えております。

それでは、4点目の質問でございます。

重要伝統的建造物群保存地区への選定は、本町の活性化の起爆剤となりうる事案でございます。今後の本通地区を中心とした町の活性化事業をどのようにしたいと考えているのか、現時点での考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の本通地区を中心とした町の活性化事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。伝建制度は、文化財として伝統的町並みを保存し、活用していくための制度であるため、地区内の伝統的な建築物につきましては、補助金の交付を通じて外観の修理や構造の補強を行いながら、歴史的風致の維持向上を図っていくこととなります。一方で、伝統的な建築物の内部は補助金の対象外となりますが、その代わりに現代の生活様式に合わせた改修を行ったり、店舗として改装したりすることが可能となっております。制度を導入することにより、現在お住まいの方は引き続き安心して住み続けることが出来るように、空き家となっている建物は住居や店舗として活用していくことを行いやすくなります。こうした活用が進むことで、移住・定住の促進や商業をはじめとする産業の振興にも繋がります。また、重伝建は国の文化財であるため、交流人口が増加することも考えられ、より一層、商業の発展にも繋がることを期待されます。本通地区は、本町の都市計画では商業地区となっており、本町商店街や本通商店街として江戸時代から現在に至るまで、商売の町であります。重伝建への選定は、本通地区の歴史を活かしたまちづくりを行っていくための重点施策であり、関連する施策を推進していくことで地域活性化に資するようになると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長からの答弁で、例えば重伝建といったものが、例えばその建物の保存に止まることなく空き家対策になり、また商業、観光、複合的に多度津町を活性化させていく事業であるとの強い決意、改めて感心させて頂きました。

そこで、5点目の質問に移らせて頂きます。

先の質問と関連したものではございますが、重伝建選定による本通地区を中心に活性化が展望されますけれども本町全体への地域活性化については、どのようにしたいと考えているのか現時点でのお考えをお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

氏家議員の重伝建選定による本町全体への地域活性化についてのご質問に答弁をさせていただきます。本通地区が重伝建に選定されると地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法を活用することが可能となってきます。歴史まちづくり法は、市町村における固有の歴史や文化を活かした取組を実現していくに当たって有効な手段の一つであることから、本町でもこうした制度を活用しながら、本町全域において歴史、伝統、文化、産業、自然、人々の営み等の地域資源を存分に生かしながら、地域活性化の取組を広げていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

概要のご説明有難うございます。本町全域において歴史、伝統、文化、産業、自然、人々の営み等、地域資源を存分に生かしながら地域活性化の取組を広げていきたいとの答弁を頂きました。

これは、今後のことになるかと思うんですけれども例えば、歴史的な町並みが残ります本通地域が多度津町にはあります。また、海岸寺さん、白方のカキ、色んな産業があるかと思うんですけれども、これは今後本町では、どのような物語として多度津町を発信していくのか青写真等ございましたら、お伺い出来ればと思います。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員のご質問に答弁をさせていただきます。今、重伝建の話がまずメインになってますけれども、これは一つの手段であって、一番大事なのは、まちづくり、町の活性化、それは、多度津の歴史、伝統文化を活かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行っていくことによって移住・定住・交流人口を増やしていこうという地方創生事業、人口減少対策地方創生事業になります。これが全体的な一つの柱です。その中の施策の中で重伝建があります。しかし、この重伝建を推し進めていく上において、やはり大事なのは、今、先ほど答弁させて頂きました「まちづくり法」です。「歴まち法」ってやつですけども、それが制定されると多度津町の今、氏家議員もおっしゃいました海岸寺、それから林求馬邸っていう多度津町の文化財があります。それから、今、駅の周辺の開発を行っておりますけれども多度津の歴史というのは、鉄道、それから電力、銀行、その全てのことの基になったのが港です。その港の中で、基になったのは、加毘羅津の港っていう白方地区になります。そういうところで、白方に今、海岸寺があり、白方地区に江戸時代の家老の殿様の避難場所だったんですけども林求馬邸があります。そのような全ての多度津町にある文化財、そういうものを活用したまちづくりを行っていくというのが、この、まずは、

重伝建があり、歴まち法があり、そしてそれらを活用した、まちづくり、多度津の歴史、伝統、文化を活かした魅力のあるまちづくりと人づくり、それを行っていくことによって、移住・定住・交流人口を増やしていく、そういう地方創生事業に繋げていくこと、これが目的であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

丁寧な答弁有難うございます。官民協働で多度津町を一步前へ進めていきたいと考えております。選定に向けましては、魅力ある情報発信や誘客事業、スピード感を持って実施していくことが肝要になります。そのことで多度津町全体の観光地化が促進され、これまで素通りされる多度津町、そこから誰もが立ち止まりたくなる多度津町へと転換されていくものと確信しております。今、町長からもご指摘があったとおり関係人口や交流人口の増加は、必然的に新しい産業や雇用を生み出し、人口流出の歯止めともなります。未来への深刻な障害となっています人口流出を防ぐためにも果敢に新しい施策で攻めていくことが肝要ではないでしょうか。この事業を契機に、若い住民が、いつまでも地域に愛着を持って進みつつ住み続けることの出来るまちづくりに取り組むことが必要であります。その意味では豊かな文化と歴史の面影を色濃く残す町並みが未来へと保存されることは目的ではなく、一つの出発点になります。ご指摘のとおり、ここを錯覚してしまいますと本末転倒になってしまいますので、細心の注意が必要だと考えております。先の施政方針演説では、魅力あふれる観光の振興としましてウィズコロナ、ポストコロナを見据え、観光振興団体への支援や観光情報の発信を行うとともに県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による多度津町への来訪者の増加、交流人口の拡大に努めてまいります。こういった強い決意表明がありました。その取組内容をこれから事業検証を重ねながら、より合理的でスピード感のあるまちづくりが必要になるかと考えております。そのことで、重伝建選定によりまして多度津町全体が豊かになっていくために官民一体となって進めてまいりたいと改めて強く決意させていただきました。

これで本日の私の一般質問を終わらせて頂きます。本日は有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

これより昼食休憩をとります。再開は13時でお願い致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願い致します。

1点目の質問は、支え合い助け合う地域社会の構築について。2点目の質問は、保育所等における使用済みおむつの処分について。大枠で2点について質問をさせていただきます。

まず1点目の質問です。高齢者人口は、2025年には3,677万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど高齢者の日常を支える取組がますます重要になります。そこで、高齢者をはじめ自立が難しい方々が安全に安心して暮らせる支え合い助け合う地域社会の構築について、以下の質問をさせていただきます。

まず1点目で、質問1です。

通院や日常の買物などへのお出かけ支援の推進は今回の選挙におきまして、町民の皆様からの要望が一番多く寄せられました。運転免許証自主返納したら病院や買物が非常に不便になります。毎日の生活に大きな影響を及ぼしかねません。スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備も重要かと考えますが、ご見解をお伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の通院や日常の買物などへのお出かけ支援の推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町では75歳以上の住民の方に対し、多度津町高齢者福祉タクシー事業を実施しております。年間1人当たり500円の利用券20枚、合計1万円分を申請された方に交付しております。利用目的、利用区間等は特に指定はございません。ご近所、ご友人同士での乗り合わせも可能であることから工夫して利用されている方もおられると伺っております。また、住民の方が主体となって実施している「移動サービス・チョイ来た」や社会福祉協議会が実施している買物ツアーに対して運営補助を行っております。「移動サービス・チョイ来た」は、住民のボランティアにより受付や専用車の運転を担い、運行しております。登録された車の運転をしない高齢者や障害者の方で、毎週火曜日と金曜日に町内医療機関、商業施設、公共機関、金融機関への送迎を行うもので、毎回ほぼ予約が入っているとの報告であります。買物ツアーは健康センター内の湯楽里を利用された希望者に、毎週水曜日の帰り、町内の商業施設に寄って買物をして頂いており、毎週15名程度の利用があります。これらの事業を組み合わせ利用して頂き、本町と致しましては、今後もタクシー利用券の普及啓発を行い「移動サービス・チョイ来た」や買物ツアーの運営支援を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

私は本来、この質問をするに当たりまして先ほども申しましたように一番町民の方からのご要望が多くありましたのが、免許返納した後の買物とか通院などの移動手段のこと。本来ならドアツードアのコミュニティバス、今日も大平議員の方から質問をされまして、また昨日は渡邊議員の方から福祉タクシーのことも縷々、質問をされておりましたとおりで、本来ならコミュニティバスの質問を本当に要望でございますので。したいということで、この場に立っております。それで、今までコミュニティバスのことについては、なかなか明確なご答弁がないようでございます。それも承知をしておりますけれども四国新聞に、去年の11月1日に参考になるか分かりませんが、参考にと読んでみます。三豊市の財田町の在住者を対象にデマンド乗り合い、これはタクシーです。デマンド乗り合いタクシーの実証運行を1日から開始をされます。で、運行区間は自宅前から公共施設など所定の3箇所の乗り合い場所までの往復です。運賃は無料。期間は、この11月1日から3月31日までの期間をやりますよということの事業でございます。本町においてもタクシー券、それから「チョイ来た」もございましてけれども2,000人のアンケートも取ったそうでございますが、やはり本当に、なかなかこれはすぐにはいかないとは思いますが私の提案でございますが、期間を決めて、もうやらないやらないという、やらない方向の考え方でなくて、どうしたらやれるのかという発想の転換をして頂いて、やれる方向で試験的でも構いませんので、試験的に運行をするということで、私が提案したいんですが、町長のお考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

先にご質問したいんですけど、今のはデマンドタクシーの件ですか。コミュニティバスの件ですか。コミュニティバスの件ね。はい。何年前かに2,000人の方からアンケートを取りました。そのことについては、ご存知だとは思いますが。その時に一番たくさん、ご要望があったのが、コミュニティバスです。それからデマンドタクシーとか、そういう順番になってましたけどもコミュニティバスです。ところがそのコミュニティバスを運行してもらう時の条件として、まず、停留所、自分の家から停留所まで歩いていくのが困難だから、近くに置いてくれという方、それから乗ったら、ぐるっと回らなくて、目的地まで早い時間に、それも思ってる時間、それは予約とか、そういうことがありますので。そういう予約がとれるような時間の配分で回して欲しいという風なことが多くありました。そういう中で今、多度津町の道路事情とか、それから諸々のことを考えながらも、どういう風にすればいいんだろうかということを考えました。一番住民のそのニーズに応えられるには、一番何がいいのかということを考えました。その時に、ドアツードアっていうことが一番町民のニーズに合っているんだなという中で、コミュニティバスではな

くて、デマンドタクシー。デマンドタクシーっていうのは、その会員を募ってその会員の方々が予約をして、そして自分の思っている場所まで連れて行って頂ける。そのようなシステムですけども、それを町内のタクシー会社にやらしてもらえませんかという事は頼みました。そうすると断られます。私のところでは出来ない。それで、2度ばかり何とかしてもらえませんか、町民のニーズに応えるために。私どもも何とかしたいんでという話を持って行ったんですけども、2度目も断られました。そしてじゃあどうすればいいんだろうって思ってる時に、ちょうど「チョイ来た」の。これは今、私どもの多度津町の中で「たどつ支え合い笑顔の会」というのがあります。これは、町民のボランティアな気持ちの方々が高齢者を見守り支えていこう、今、認知症の方もいらっしゃるし、それから独居の方、身体の不自由な方いらっしゃるから、そういう方々をどうやって守っていくかという「たどつ支え合い笑顔の会」の中から有志の方で、みんな、じゃあボランティアでデマンドタクシー的なものをやれたらやりたいということで、お声が上がってきて、本当にボランティアな気持ちの中で、デマンドタクシー的な「チョイ来た号」が発進しております。私どもは今、地域包括ケアシステムっていうのを構築し、それを充実していくことを求められています。それは医療、介護、福祉機関とボランティアの皆様方が連携協力をして、そういう高齢者の方、身体の不自由な方、そういう方を見守り支えていくシステムです。その中で今、ボランティアの方々から頂いております「チョイ来た」です。それを今、行っておりますが、ただ、これで全部完結ということではありません。やはり、コミュニティバス、また、デマンドタクシー、そういうものも全て考えながら、高齢者の生活を守っていかなければいけないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

今までの経緯について詳細にご説明頂き、有難うございます。

それで、私も色々地域を歩いておりますと、まだやっぱり「移動サービス・チョイ来た」のことをまだまだご存知ない方に会います。で、町の広報なりチラシなど今までも配布された経緯もございますけれども、今一度、まず登録せないきませんのでね。「移動サービス・チョイ来た」について、しっかりと普及啓発の部分で、これからまた新年度を迎えますので、改めてまた広報の力を入れて頂きたいんですが、ご答弁お願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。今年度、もう終わりに近づいておりますけれども、来年度におきましても「移動サービス・チョイ来た」の広報活動、ホームページであったり、広報であったり、また社協の広報であったりに掲載して普及啓発に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

また、これも福祉タクシー券の件でございます。やはり、遠くまで行くと20枚をすぐ無くなってしまう、1回ですぐ無くなってしまいます。という声もよく聞いております。また枚数を増やして欲しいなど、このように考えておりますので。それは答弁は結構でございますけれども。また今後考えて頂きたいかと思えます。よろしくお願ひ致します。私も微力ながら「移動サービス・チョイ来た」の方をお手伝いをさせて頂いておりましたが、議員さんの中でも数名の方がボランティアで「移動サービス・チョイ来た」に関してお手伝いをさせて頂いております。今後もその点について、頑張っまいます。また、よろしくお願ひ致します。

質問2、認知症の人も家族も安心な地域を。認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備など総合的な対策が必要と考えますが、ご見解をお願ひ致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の認知症の人も家族も安心な地域をについてのご質問に答弁をさせて頂きます。認知症に関する正しい知識の普及、啓発や地域での支え合いの推進のために、近年は小学校や中学校、放課後児童クラブにおいて認知症サポーター養成講座を開催しております。また、認知症の方やその家族、地域住民など誰もが気軽に参加でき、情報交換や相談ができる認知症カフェを町内事業所や地域包括支援センターが実施しております。コロナ禍において休止しておりますが、今後は状況により、再開する予定でございます。次に、行方不明となった高齢者を早期発見するための協力機関による「多度津町おもいやりSOSネットワーク」を構築しております。毎年、模擬訓練を実施しております。令和2年度と令和3年度におきましてはコロナ禍により、チラシ配布による認知症についての啓発活動や協力機関の拡充を行いました。今年度においては2月21日に丸亀署や多度津交番、四箇公民館の協力により、小規模ではありますが、四箇地区にある介護事業所が中心となり、訓練を行いました。次に認知症が疑われる方の医療機関への受診や介護サービスの利用に繋げるため、複数の専門職が包括的、集中的に支援を行い、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームを設置しております。このような事業を継続的に実施し、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することが出来るよう今後も関係機関と連携し、支援してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

今のご答弁の中から、質問をさせて頂きます。

まず質問は、ここに今、ご答弁なさいましたように小学校、中学校、放課後児童クラブにおいて認知症サポーターの養成講座を開催しておりますとご答弁なさいまし

た。で、その養成講座の受けられた人数とか内容とか効果についてお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。近年実施しました小学校、中学校、放課後児童クラブにおける認知症サポーター養成講座ですが、小学校は1校の先生に対して実施致しました。中学校は中学2年生の方を対象に実施しております。放課後児童クラブは、四箇地区の放課後児童クラブに来られてる児童に対して実施しております。内容につきましては、先生とか中学生、児童に対してそれぞれ、その年代に応じての内容とはなっておりますけれど、まず子どもでしたら、寸劇をして、まずその認知症とは何か。寸劇をして認知症の方へのその対応の仕方を内容としております。効果ですが、お子さんに対しましては、認知症のおじいちゃん。実際同居されているおじいちゃん、おばあちゃんがおられるっていうことありまして、こうしたらいいんだっていう感想があったと聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございます。

再々質問です。また、警察署や多度津交番、四箇公民館の協力で小規模な四箇地区の訓練をした介護事業者が中心となって訓練を行いましたとあります。小規模なりに、どういった内容の訓練か、お伺い致します。よろしくお願ひ致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。先日行いました2月21日の模擬訓練ですが、四箇地区の事業所から入所者がいなくなったという設定で行っております。公民館までの間の病院であったり、薬局であったり、田んぼの方であったりやうろうろして、公民館の前の所で座り込んで、公民館長さんが見つけて下さり、公民館長さんが、交番の方に通報したと。で、交番の警察署の方が来て頂き、その人の身元が分かって、迎えに来て下さったってというような内容でございました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

訓練の内容がよく分かりまして、有難うございます。

これは、各地区ちょっと回られとると思うんですが、次は、来年度はどここの地区になるんですかね。お願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。模擬訓練の方は、認知症の対応型の通所介護であったりする事業所を中心に各地区の方でさせて頂いております。今回は、四箇地区にあります認知症対応型共同生活介護を行っておるグループホームが中心にしましたが、来年度は寿町の方にある認知症の対応型共同生活介護のグルー

プホームの方が担当して頂く予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

今後もやはり、認知症の方々は本当に周囲の理解のもと、安心してね、本町で安心して暮らせる共生社会の位置づけに向けてしっかりと、総合的な対応が必要とされますので、どうぞ今後ともよろしくお願い致します。

次の質問に入ります。質問3、心のサポーター養成制度の充実を。ここ数年、社会問題としてメディアで多く取上げられているのが、8050問題です。80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうことも少なくありません。ひきこもりや鬱病などの精神疾患への正しい知識と理解をもって、メンタルヘルスの不調を抱える人を地域や職場で支える。これは仮称でございますが、心のサポーターの養成について講習会などを積極的に実施し、適切な支援が届けられるよう体制を整備すべきと考えますが、ご見解をお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の心のサポーター養成制度の充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におけるひきこもり支援につきましては、令和3年9月より事業を実施し、令和4年6月には関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」を設置し、ひきこもりについて正しい知識を持って頂くための周知啓発や情報交換等を行ってまいりました。また、株式会社ファーロに相談支援業務を委託し、電話やメールでの相談を受け付け、ケースによっては自宅を訪問し、ご本人だけでなくご家族に対し、助言や適切なサービスへ繋がるよう支援しております。議員ご提案の心のサポーターの養成につきましては、現在、厚生労働省において、地域の中でメンタルヘルスの問題を抱える方に対し、住民による支援や専門家への相談に繋げる取組を全国的に広げていくため、心のサポーター養成事業を実施しております。令和3年度におきましては、全国で8自治体をモデル自治体とし、研修を開催しておりますが、現時点で本県においては実施しておりません。一方、県においては、ひきこもりの経験がある方が支援者となり、当事者に寄り添うピアサポーターやひきこもりサポーターを養成する講座や研修を実施しており、受講された方の中で活動を希望される方を登録し、ひきこもりサポーター派遣事業を実施しております。ひきこもりサポーターは当事者、家族、民生委員、学生等、幅広い層から構成されており、県内で66名の方が登録し活動されておられます。今後、町におきましても、ひきこもりに対する理解を深めて頂くための講習会等を開催し、ピアサポーターやひきこもりサポーターの人材確保に努めるとともに町ひきこもりサポート会議や県の関係機関と連携を密にし、支援体制の充実を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

この、ただ今のご答弁の中から質問をさせていただきます。

ひきこもりサポーターについて、当事者はもちろんのこと、ご家族、民生委員、学生など幅広い人材から構成されており、県内でも66名の方が今現在、登録をされて活動されておりますということでございまして、本町においては何人の方が登録をして、活動されておりますでしょうか、お尋ね致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。現在、県内66名の登録でございしますが、多度津町の町民の方につきましては、住民の方は1人もいらっしゃらないんですけれども、社会福祉協議会の職員であったり、それぞれの相談支援事業所の職員が研修を受けてサポーターとなっております。この研修につきましても開催が高松であったり、というところがありますので、なかなかちょっと行って頂く都合が合わない方もおいでるんですけれども、ぜひとも本町とか中讃地域で開催した時には、人材確保に努めるように周知していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次に、質問ですけれども、再々質問ですけど。ひきこもりに対する理解を深めて頂くための講習会などをサポートするというところで、多度津の中では、「オリーブの会」がそうでございますかね。違うんですかね。「オリーブの会」、ちょっと私分からんで、ちょっとお聞きしたいんですけど内容をお願いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。「オリーブの会」といいますのは香川県のひきこもりの親の会となっております。色んなところで講習会を開催したり、色んな場でお会いするんですけれども、ご家族のことを本当に心配なさって、活動されておられるグループです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

まだまだ理解の方が不十分だと思っております。また機会あるごとに講習会などを開催して頂き、理解をさらに含め深めていきたいと考えました。

次の4点目の質問に入ります。

次は、ヤングケアラー等支援の進捗状況はについてでございます。私は令和3年6月議会において、ヤングケアラーの支援について質問を致しました。その後、小・中学校において実態調査等されたのでしょうか。ご答弁よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員のヤングケアラーの実態調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。小・中学校におけるヤングケアラーの実態調査を本年1月から2月にかけて実施

をしました。実施に際しましては、県学習状況調査児童・生徒質問紙の「家族のお世話をしていることで学校休んだり、勉強や部活、遊びに時間がとれないで困っていることがありますか」の設問に「よくある」・「ある」と回答した児童・生徒本人への聞き取りを行いました。その結果、見守るなど対応を継続するレベル、レベル1の児童が1名でした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

この中で、私もご答弁を頂いた時に1名だったんやなっていることにまずびっくりを致しまして、このご答弁の中から質問をさせていただきます。

ヤングケアラーの実態調査を本年1月から2月にかけて実施をしたということでございますが、これは、全小・中学校の生徒全員ですが、それとも何年生と何年生にこう対象者を分けてした実態調査でございますでしょうか。対象者は何人でございますか、その質問でございます。お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。この調査は、先ほど申し上げますように11月に行われる県の学習状況調査を活用しております。従いまして、小学校5年生中学校2年生ということで、おおむね200名程度の児童生徒に対して行っております。で、全員しないのかという疑問があると思うんですが、前回も回答致しましたが、他の学年につきましては、通常の色んなアンケートがあります。困り感というのを答えられる状況にもしておりますし、今は教職員が、子どもたちを観察・見取る。そういう風な視点をいつも持っております。そういう状況で対応したいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

その対応を継続するレベル1、児童が1人でございましたというご答弁でしたけど、その1名の方のレベル1っていうのはどういった状態のことを指すのでしょうか。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問の方にご答弁をさせていただきます。その1名ということの実態については、詳しくなかなか申し上げられないのですが、学校の報告では、本人がやっぱり宿題や提出物等の忘れ物が比較的多いという子どもで、以前から心配をしていた子どもであったということです。実は今回の調査は、県教委の方からの関係で今回11月の時点で、「よくある」とか「ある」と回答した子どもたちに対して、全員に聞き取り調査を行ったということで、レベル1、レベル2、レベル3というものが三つありまして、レベル1というのは、学校の方で見守りを続けていくというような状態であります。レベル2というのは、学校の方で掌握している関係で、家族状況とか

考えた時に、もう一つ踏み込んでスクールカウンセラーを活用するというレベルです。レベル3というのが最も心配なところでありましてこの場合は、他機関、例えば西部子どもセンターであったり、例えば家庭の状況が心配な場合は、町の健康福祉課等々に繋いでいくとか、そういった他機関と連携をしていくという形になっています。そのレベルできちっと見取りをしながら対応していくということになっていて、決して個人的な見解で物事を進めていくという風にはなっておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

はい、ご答弁でございました。

見守るということで、今現在は、そういう進行形ということでございます。以前、ヤングケアラーについて質問した時に答弁がこのような答弁でございました。これは、私が令和3年の6月の時の質問のご答弁でございますが、ちょっと古いので済みませんが。質問すると教育長の方で、学校においては特化した研修は行ってはおりませんが、虐待、子どもの貧困、ネグレクト等があり、関係する職員はその家庭の状況も分かっておりますということで、今の教育長の答弁と合致する部分がありまして、もしレベル3、2から3になれば、やはりその児童の家へ家庭訪問をしてご家族の方とかご本人はもちろん、聞き取りなんかもその中に入ってる事柄ですよ。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問にご答弁をさせていただきます。とても心配な状況の子どもに対して聞き取りをするという方法は様々であろうかと思えます。と言いますと、このケースは、なかなか訴えがないと保護者の病状が分からないということがあったり、時には学校側が非常に心配をして、支援を申した時に保護者の方が拒否をするというケースもあります。例えば、子どもの学校生活の中に課題があった時に保護者の方に来てもらってお話をするとか家庭訪問ですということもあるんですけども、非常に家庭の状況の問題でありますので、そのケースについては、例えば支援が必要な場合は福祉課に動いて頂いたりすることもありますし、子どもセンターに動いて頂くこともありますし、非常に状態が心配な場合は、多くの機関が集まる。前もお話ししました要対協という中で、そこは学校と教育委員会、それから町の福祉課、それから西部子どもセンター、警察、医療も交えた中で話し合っていて、その中で、どこが声を掛けて支援をすればいいのかという風な体制になっています。だから、その個別の事案に応じて、これは心配だなどという状況の時には、その家庭が何と言いますか心を開いて、その状況が話が出来るといような状況を作ることが一番大切だと思っています。実は今回の調査の中で学校から上がってきた一つの問題というか、悩みとしては訴えがないと保護者の病状が分からないとか、それから、さっき支援を拒否する保護者もいる。というケースがあったり、あるいは、子ども

たちが小さいと、お手伝いの範囲だという風に思うんだけど、子どもの負担や不安を感じる時にどう対応すべきかとか、あるいは逆に、これ大変なんじゃないかなと思ってるんだけど。子どもは答えてる中で、すごく家のために役に立っているんだという役立ち感を持ってる子どももいて、そういった子どもの心に寄り添いながらというところも大切にしたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

はい、大変、本当に分かりやすい丁寧な説明を有難うございました。やはり周囲の周りの方、また、学校の先生と地域で本当にみんなで守り育てていかなければならないなという風に思いまして。

それでは、次の質問に入ります。

次は、大きな2点目の質問でございます。保育所等における使用済み紙おむつの処分についてであります。

先般、厚生労働省で認可保育所において使用済み紙おむつの処分状況について調査を行いました。調査の結果、保護者の負担軽減を理由に多くの自治体が、ここ数年の間に使用済み紙おむつの処分を保育所で行うよう方針を示しており、多くの保育所で実際に使用済み紙おむつの処分を保育所で行っていることが判明致しました。

そこで、お伺い致します。

質問1、本町において幼稚園、保育所において、使用済み紙おむつの処分の現状をお伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の本町の幼稚園、保育所における使用済み紙おむつの処分の現状についてのご質問のうち、保育所における現状について答弁をさせていただきます。現在、町内には私立保育所が5箇所、企業内保育所が1箇所ございます。私立保育所につきましては、いずれも保護者が用意した記名済みのビニール袋に入れ、家庭に持ち帰っております。企業内保育所では運営会社が処分費用を負担し、保護者が持ち帰ることなく、保育所で処分しております。以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の本町の幼稚園、保育所における使用済み紙おむつの処分の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。幼稚園においては、家庭において紙おむつを使用している園児に対しても保護者と協力してトイレトレーニングをすることで、幼稚園での紙おむつの使用はありません。ただし、特別な配慮が必要な園児が使用している紙おむつについては、保護者が排泄物の確認等をしたい旨の相談がありましたので、現在は、保護者が持ち帰っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

幼稚園では、もう保護者が持ち帰っておるということで承知を致しました。その

おむつの処分費用についての取扱いについては今、園の方でされております。取扱いは園の方で、保育所の方でしておると思いますが、それで今、私も去年の12月位から、このおむつの処分についての紙おむつの処分を園でして欲しいということの相談を多くの方から受けまして、今回の質問に立たせて頂いた訳でございます。保護者の負担軽減にもなりますし、保育所の保育士の皆さんが個々に分けて袋に入れて処分する。処遇改善にもなってきます。これ近いところでは、おむつの持ち帰りを来年4月から廃止をされたということで、新聞に載っておりました。これは観音寺でございます。皆さんも読まれたかと思えますけれども、観音寺の佐伯市長は、12月7日、市内の公立幼稚園、保育所、子ども園、全7箇所で行っている使用済み紙おむつの保護者による持ち帰りを来年4月からということは、今年の4月から廃止をし、施設で処分する方針を明らかにしましたと、いうことで、子どもの健康状態を把握してもらえとの観点からお願いをしてきたが、衛生面や臭いなどの懸念から施設で処分して欲しいとの意見もたくさん聞いておる。保護者の負担軽減となり、保育所も使用済み紙おむつを園児ごとに区別すぐ必要がなくなり、処遇改善にも繋がっていくということで、それで丸亀市とか、そして運用を進めております高松、三豊、ずっと取りやめる方針であると縷々書いてございまして、本町でもそういった声も多いですし、やはり、もちろん子どもの健康状態を知る意味で、その使用済みおむつをどういった便をしているかということは、本当に健康状態を知る上で大変大切なことではありますけれども、そういうことでその点についてお聞きを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。保育所につきましては、ご存知のとおり町内全て私立の保育所でございますので、今後、保育所長会等でどういう取扱いをするかということ協議していく予定にはなっております。予算的なことにつきましては次の質問でお答え致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次は2番目、質問に入ります。これからの季節によっては、臭いなど衛生面などが心配をされます。車の中に食材などを買ったスーパーの袋と使用済み紙おむつの処分袋と一緒に置くようになり、施設で処分をして欲しいと多くの町民の方から要望を聞いてあります。

そこで、お伺い致します。本町においても保育所で、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを施設で実施して頂きたいと考えますが、ご見解をよろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の使用済み紙おむつを施設で処分することについてのご質問のうち、保育所について答弁をさせていただきます。現在、香川県議会2月定例会において使用済み

紙おむつ処分費補助事業について審議されております。これは、私立保育所において使用済み紙おむつを保育所等で処分することにより保護者の負担感を軽減するとともに保育士の業務の負担軽減にも繋げるものでございます。補助の内容につきましては町が私立保育施設に対し、使用済み紙おむつの処理費用を助成する場合、3歳未満児1人あたり4,000円を上限に、その2分の1を補助するものでございます。県議会におきまして採択されましたら、各保育所と補助金額及び運用について協議し、必要な時期に予算計上させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の使用済み紙おむつを施設で処分することについてのご質問に答弁をさせていただきます。幼稚園においては、先ほど答弁させて頂いたとおり、紙おむつの使用がございませんので、ご理解のほどよろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

保育所においてその紙おむつを保管するスペースが必要となってまいります。臭いも発生しますので、ちょっと衛生面で不具合が出てます。そういった時の、その使用済みおむつの保管用のごみ箱の購入費っていうのは、補助の中にはもちろん予算計上して頂けると思うんですが、その辺も併せて、よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。使用済みおむつの保管用のごみ箱の購入につきましては、コロナの感染対策の方の補助事業の方で、保育の感染症対策のための改修整備等事業というのが国にございますので、そちらの方の補助を受けるように、厚労省の方から本年2月21日に通知文書が来ておりますので、各保育所にお伝えしてあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

一つ一つ改善するところは改善をして頂き、みんなが安心して暮らせる多度津町にするために、先ほどの答弁聞いておりますと、前向きな答弁と私は解釈をさせて頂いたんですが、また今後とも経過を見守りつつ、頑張ってもらいたいと思います。以上で、隅岡 美子 の一般質問を終わります。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、11番 隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に、14番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、昨年11月に私たちが実施

した町民アンケートの結果に基づき、1、高校卒業、18才までの医療費の無料化実現と学校給食費の無償化について、2、県産小麦での安心安全な学校給食パンの実施について、3、あまりにも高い国保税、介護保険料の引下げについての3点を町長、教育長及び各関係担当課長に対し質問を致します。

今、私たちを取り巻く情勢は、戦後78年、岸田政権がロシアのウクライナ侵略に乗じて、あらゆる分野で軍事優先の戦争国家へと暴走する下、日本は戦争か平和かの大きな岐路に立たされております。一方、国民生活は電気代をはじめ、物価高騰、実質賃金減と年金削減、死者最多のコロナ第8波の中での5類の引き下げなど、国民の命と暮らしがかつてない苦境に立たされておる訳であります。介護をはじめ、社会保障削減、健康保険者の方向でのマイナンバーカードの事実上の強制、インボイス制度の導入等による消費税増税でさらに原発回帰政策などが推し進められようとしており、国民生活が一層深刻な状況に陥っております。歴史的に見ますと1954年に政府が防衛庁、自衛隊を発足させ、再軍費用づくりのために生活保護や児童福祉、年金、国民健康保険などの国庫負担を切下げ、そして、小学校1年生の教科書を有償にするなど社会保障全般にわたる一括改悪に対する国民運動の中で、長年の制度改善、新設を求める要求運動で68年間の長きにわたり実現した制度がございます。しかし、故安倍晋三元首相の国葬には、反対が過半数を超えていました。在任中には、決して忘れることが出来ない社会保障制度改革推進法、これは2012年でございます、秘密保護法、2013年、戦争法、つまり、安保健法でございますが、2015年、共謀罪法、2017年などの悪法を次々と成立させ、生活保護基準の引下げ、介護保険の切下げなどの制度の大改悪を強行しました。安倍、菅政治を引き継いだ岸田文雄首相は、聞く力を掲げておりましたが、国葬問題では国会を経ずに閣議決定をし、統一教会と自民党との関係の調査を拒み、故安倍元首相と統一教会の関係を調べようとしませんでした。また、2022年6月から公的年金の0.4%引下げを強行し、10年間で実質6.7%も引き下げられました。物価高は、低所得者の生活に打撃を与えております。年収200万円以下の世帯は家計負担が4.3%増え、消費税が2%上がったのと同じような影響を受けております。所得1,500万円超えるこの層では0.7%増でございます。しかし、岸田政権は物価高の土台にある異常円安を作り出しているアベノミクス、異次元の金融緩和を維持しております。2022年7月の参議院選挙では、憲法9条改悪、軍事費2倍化、敵基地攻撃、核共有を主張した自民、公明、維新の会、国民民主党の各党が参議院で憲法改正発議に必要な3分の2の議席以上を確保致しました。また、岸田首相は参議院選挙の翌日、記者会見で憲法改正に取り組む。出来る限り早く発議に至る取組を進めていく。と述べております。2023年度から5年間の防衛費総額を今の1.6倍に当たる約43兆円とする政府方針が国民に大きな不安と怒りを広げております。このことについて、政府は昨年12月16日の閣議で、2027年度には防衛費をGDP比2%、11兆円に増額するとし、この5年間で総額

約43兆円とすることを決定しました。その内容はアメリカからの武器の大量購入であり、そのために歳出削減や禁じ手の建設国債を活用、法人税や所得税、復興特別所得税延長、たばこ税の増税を打ち出しております。この閣議決定は日本の安全保障政策を根本から大転換することを宣言したものであり、今日まで国の防衛予算は、専守防衛を限度とする自衛権の発動の範囲内とするとしてきた政府及び国会の意志に明確に逸脱するものであります。このような決定は日本の政治的進路の大幅な転換を伴うものであり、単に政府の独断によって唐突にもたらされるものではない訳であります。国際情勢の急激な変動が発生したとしても、この変化に対応する国の意志決定は主権者である国民に十分に説明をし、その理解を得ることが前提であり、このことは、民主主義国家として当然のことであります。今、日本の防衛費増額が差し迫ったものであるならば、政府はまずその根拠を明確に提示すべきでございます。戦闘機やミサイルを購入する費用だと断言しておりますが、その武器等の増量が必要となる理由も全く説明されておられません。現在、日本の防衛費は既に世界第9位の規模であり、2%に増額するとなれば、米国、中国に続く第3位にもなります。また日本は米軍に国土の多くと費用を提供しており、さらなる防衛予算の倍増は、全く必要性がないと言えます。これらのことから国民不在の防衛費増額の閣議決定は撤回をし、国の進路を決定するような重大な政策変更は、国民の意志を尊重すべきであります。そして、財源確保のために増税と国債発行を行おうとしており、暮らしと営業を直撃し、軍事費増で今でも不十分な教育費や社会保障費への国の支出が減りかねず、地方財政を圧迫し、暮らしも経済も立ち行かなくなることは火を見るより明らかであり、戦前の歴史が示しているところであります。

そこで、お尋ねを致します。まず最初に、高校卒業、18歳までの医療費の無料化実現と学校給食費の無償化についてであります。

第1点目は、香川県の小学校3年生9歳までの医療費の対象年齢を引き上げることにより、我が多度津町も実現出来たことは、子育て世代の保護者には大変喜ばれております。現在、県内で実現出来た市町名と数は幾つなのかお尋ねを致します。

健康福祉課（冨木田 笑子）

尾崎議員の高校卒業までの医療費の無料化を県内で実現出来た市町についてのご質問に答弁をさせていただきます。県内の市町におきまして、既に高校卒業まで医療費を無料化しているのは善通寺市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町、琴平町の1市5町でございます。本町と同様に令和5年4月1日より無料化を実施する予定の市町は、高松市、丸亀市、観音寺市、三豊市、宇多津町、まんのう町で、本町合わせますと4市3町でございます。残りの坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町につきましては、8月より実施予定と伺っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目でございますが、多度津町では所得制限、入院、通院の一部自己負担

はないのかどうかお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の本町における医療費助成の所得制限及び入院、通院の一部自己負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、昭和48年1月1日に1歳未満の助成から始まり、対象年齢の引上げ等、順次改正を行い、現在は中学卒業までの全ての子どもに対し、外来、入院の区別なく医療費の助成を行っており、自己負担はございません。今回、高校卒業まで引上げた際にも同条件で助成することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目でございます。医療費助成の現物給付なのか償還払いなのか、また、県外受診者はどうなるのかお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の医療費助成は現物給付か償還払いかについてのご質問に答弁をさせていただきます。平成28年8月1日の改正により県内現物給付化を実現しており、県内の医療機関で受診した場合の窓口負担はございません。なお、県外の医療機関を受診した場合は、償還払いとなっておりますので、医療費助成申請書の提出が必要となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目でございます。新たに対象となる新高校生2年生、3年生、つまり17歳、18歳の申請手続はどうなるのか。また、新高校生、つまり1年生、16歳以下の申請手続はどうなるのかお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の新たに対象となる新高校生2、3年生の申請手続及び新1年生以下の申請手続についてのご質問に答弁をさせていただきます。新2、3年生につきましては加入している保険の状況確認が必要となりますので、健康福祉課窓口で申請手続が必要となります。対象者には、申請書を同封した案内文書を送付させていただきます。高校1年生以下の対象者につきましては、既に申請して頂いている内容の更新となりますので、改めて申請の必要はなく、3月下旬に新たな受給者証を送付させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目でございますが、学校給食費の無償化を丸亀市が2023年度から市立小・中学校の学校給食費を無償化する方針で、期間を限定しない中学までの無償化は県内では初めてであります。町長の見解はどうなのかお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の丸亀市が2023年度から期間を限定せずに市立小・中学校の学校給食費を無償化することについてのご質問に答弁をさせていただきます。給食費の無償化につ

きましては子育て世帯の経済的負担の軽減に有効な施策と考えられますが、それを実施するには相当な予算も必要とすることから早急な対応は難しいと思われまます。本町におきましては、2023年度より幼稚園・小中学校の学校給食費の物価高騰分につきましては、町費で負担するよう、新年度予算に計上しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目でございます。多度津町でもせめて学校給食費の4分の1、3分の1、2分の1の補助は出来ないのかどうか。また、4分の1、3分の1、2分の1の補助での金額は、各々幾らになるのかお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の多度津町でも、学校給食費の4分の1、3分の1、2分の1の補助は出来ないのか。また、4分の1、3分の1、2分の1の補助金額は各々幾らになるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。先程、町長からの答弁でもありましたとおり、本町においては2023年度より幼稚園・小中学校の学校給食費の物価高騰分について町費で負担するよう新年度予算に計上しております。また、これまでどおり、生活困窮世帯、要保護・準要保護児童・生徒につきましては、給食費の全額を支給致します。次に、4分の1、3分の1、2分の1の給食費を補助した場合の金額については、小・中学校の合計で、4分の1は約2,000万円、3分の1は約2,700万円、2分の1は約4,000万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございます。丸亀市が率先して実施するとなると、町内在住の子育て中の保護者やこれからの対象者が丸亀市に移住するのではないかとと思われるので、早急に補助を出してでも取り組むべきと考えるが、どうかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の早急に補助を出してでも取り組むべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。先程も答弁致しましたが、給食費無償化の実施には相当な予算を必要とすることから早急の対応は難しいと思われまます。生活困窮世帯への補助はこれからも継続して実施しながら、近隣市町の動向を注視し、活用できる補助金等について調査・研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁がありましたけど、4分の1でも2,000万あれば出来る訳でございますので、せめてその位の分は捻出をして、やはり若い人が多度津町に住めるような、そういう状況をして頂きたいと強く要望してまいります。

次に、県産小麦での安全安心な学校給食パンの実施についてであります。ロシアによるウクライナ侵攻から、2月24日で1年となります。海外産穀物の高値傾向や輸入

環境の不安定化が続く中で、事業者からは国産転換を目指す動きが出てまいりました。国内の製粉やパン業界などは国産小麦の利用を強化し、大手で具体的な目標を掲げる例もあり、産地の動きはこれからですが、増産や課題となる品質の向上に向けた支援策を設ける自治体も相次いでおります。2019年輸入小麦から残留農薬のグリホサート、つまり除草剤のラウンドアップでございますが、これらが検出され、学校給食パンからも検出をされました。毎年の民主県政を築く香川県連絡会議の対県交渉にも取り上げられ、対県交渉では、ここ2年、検討などの回答があり、ついに2022年11月、試験的に県下全ての学校給食で県産小麦使用のパン2回実施を発表し、2022年12月から2月までに、県内の幼・小・中と特別支援学校280校で150万食が提供をされる訳であります。香川県学校給食会では、きっかけは農協からパン食に適した小麦の提案があり、折からの輸入品の高騰、つまりロシアのウクライナ侵略等でございます、これらもあり、検討へと動いたとのことでもあります。米飯給食の割合が増え、パンは週1.5回ですが、県内産完全実施には小麦の作付面積がまだ足りず、検討中とのことでございます。引き続き、安全・安心を考えた県産小麦使用の完全実施と学校給食無償化の取組を広げるべきだと考えます。

そこでお尋ねを致します。第1点目は、町内での小麦の作付面積及び生産量は幾らなのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の町内での小麦の作付面積及び生産収量についてのご質問に答弁をさせていただきます。香川県農業協同組合多度津支店に確認したところ、令和4年分の農協が販売委託を受けている小麦等の作付面積及び生産収量は、小麦の作付面積は56.65ヘクタール、生産収量は228.23トン、また、はだか麦の作付面積は51.52ヘクタール、生産収量は129.15トンとのことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。そのうちにパン食に向いている小麦は、どのような品種で、どの位あるのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のそのうちパン食に向いている小麦はどのような品種でどの位あるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。香川県農業協同組合多度津支店に確認したところ、パン食に向いている小麦は「はるみずき」という品種であるとのことでございます。この品種の作付けは最近、東讃地域、香川県の東の方でございますけれども、東讃地域で試験的に始まりまして。本町で栽培されている小麦で、農協が販売委託を受けている品種は全て「さぬきの夢2009」で、主にうどん食向けであるとのことでございます。現在、県内で栽培されている小麦のほとんどがうどん食用となっております。また、パン食用の小麦の栽培は、農協のカントリーエレベーターや加工の都合により、東讃地域で栽培が開始されており、西讃地域での栽培はな

いということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目でございます。1市2町での学校給食の共同センターで扱うパンは、週どの位あるのかお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1市2町学校給食センターで扱うパンは、どの位あるのかについての質問に答弁をさせていただきます。現在1市2町学校給食センターでは、1日約5,500食の給食を調理しており、パンは週1.5日の取扱いで毎週金曜日及び隔週の水曜日がパン食となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、関連がございますので、4番と5番は一括して質問を致します。麦作生産農家の救済及び地産地消での小麦から転換しての学校給食パン使用による消費増大及び価格保障、安定化、食料自給率向上のためにも是非、多度津町も参画して取り組むべきだが、どう考えるかという点でございます。

5点目には、販路拡大となる学校給食での産地国産化支援事業として、食料安全保障の観点から安定供給体制の構築が必要と考えるがどうか、この2点についてお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の麦作生産農家の救済及び学校給食パン使用による消費拡大及び価格保障、安定化、食料自給率向上のために小麦作の推進に取り組むべきだがどう考えるのか、また、販路拡大となる学校給食での産地化支援事業を食料安定保障の観点から安定供給体制の構築が必要と考えるかどうかのご質問に合わせて答弁をさせていただきます。本町の麦作生産量は、生産者数や労働力を考えますと、現状から大幅な増産を見込むことは困難であると考えております。国の食料安定供給・農林水産基盤強化本部が令和4年12月27日に公表した食料安全保障強化政策大綱によりますと食料安全保障強化のための重点対策のうち、安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら過度の海外依存からの脱却を図る対策として、輸入小麦に代わって国内生産が可能な米粉の生産、拡大支援を行うための設備投資等を支援するとともに米粉用米の生産面積を2030年度までに2021年度比で188ポイント増を目標にして、生産拡大を図ることにしております。また、水田を畑地化し、小麦の生産面積を2030年までに2021年比で9ポイント拡大することなども目標に設定しています。本町では国の施策内容を詳細に分析し、香川県農業協同組合多度津支店と協議を重ね、麦作の推進及び米粉用米水稻栽培の推進に取り組むたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁にありますように、子どもの学校給食の食の安全安心を守るために

も、是非、県産小麦及び県産米粉でのパン食、あるいは米飯を推進をして頂きたいことを強く求めたいと思います。

次に、最後に、あまりにも高い国民健康保険税、介護保険料の引下げについてであります。私達の実施した町民アンケートでも暮らしが悪くなった理由では、1、ガソリンや食料品など物価の高騰、2点目には医療費の支出増、3点目には国民健康保険税、介護保険料の支出増となっております。国民健康保険には市町村と都道府県で運営する市町村国保と建設国保、理容師国保など各業界による組回国保があります。日本の公的医療制度では、会社員、公務員等、その扶養家族は協会けんぽ、組合けんぽ、共済組合などの被用者健康保険に加入して医療を受けます。75歳以上の高齢者等、65歳から74歳の障害者は後期高齢者医療制度に加入させられます。国民健康保険は、これらに入らない全ての国民のための医療制度であります。国民健康保険料の高騰を招いた大きな要因は、国の予算削減と加入者の貧困化、高齢化、重症化でございます。1984年の法改定で、国保への定率国庫負担をそれまでの総医療費掛ける45%から総医療費掛ける38.5%、これには給付費が5割でございます50%に削減を皮切りに国庫負担を抑制し続けました。また、加入者の中心が農業、自営業者から無職、非正規労働者に変化をし、かつては農家と自営業者の保険であった国民健康保険は、今までは無職と非正規の保険になった訳でございます。平均所得の減少と後期高齢者医療制度の導入により、国保から75歳以上の低年金、低所得者が大量に離脱するという制度の改変もあり、加入世帯の平均所得が減り続けており、加入者の貧困化の深刻さが現れております。また、高齢者、傷病者比率増に伴う医療給付費増があり、所得減のもと保険料は1.5倍に跳ね上がり、滞納が増えるのは当然であります。

そこで、お尋ねを致します。

第1点目は、2023年度の標準保険料率はどう算定されたのかお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の2023年度の標準保険料率の算定についてのご質問に答弁をさせていただきます。標準保険料率につきましては、県が市町のデータを活用し、年齢調整後の医療費水準や所得水準に応じて国民健康保険事業費納付金を算出します。それに公費や企業費用を加減算して保険料必要総額を算出し、市町ごとの収納率で割り戻した上で、県統一基準により標準保険料率を算定しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今のは算定方法のことを言われたと思うんですが、再質問でございます。その保険料率はどうのようになっているのかをお尋ねをしたいと思います。もう既に3月でございますので、出てるはずなんですが、出ているのか出ていないのか、お答え下さい。よろしく申し上げます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。2023年度の保険料率は県の方から出ておりますが、今、詳細な数字はお持ちしておりませんが、金額、ただ今の多度津町の保険税の医療保険分が7.6%、後期支援金分が2.1%、介護保険分が2.1%で、それとあまり変わらなかった印象でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

第2点目でございます。来年度の国保税は、コロナ禍と物価高による影響を受けた被保険者救済のためには必ず引き下げることが必要ではないのか、この点についてお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の来年度の国保税は被保険者救済のために引き下げるべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。被保険者数は毎年減少しておりますが、それに反し、1人当たりの医療費は毎年増加していることから、今後の安定的な保険制度の維持のため現状の税率で運営していくことが望ましいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目にお尋ね致します。原資は、積み上がった基金の活用をすることであり、また、国民健康保険会計決算の分析をすべきではないのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の原資は積み上がった基金の活用をすることや国保会計決算の分析をすべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、国保会計は、毎年の主な収入源である税収と県交付金よりも保険給付費と県への納付金が上回っており、前年度の繰越金で補って運営している状態で、令和2年度以降、基金の積立てが出来ておりません。今後の安定的な国保運営のために、基金の確保をしておくことが望ましいと考えております。また、国保会計決算の分析につきましても国保会計の収入のほとんどが税収と県からの交付金であり、歳出におきましては96%が保険給付費と県への納付金でございます。決算をした際には、毎年、国保運営協議会で報告させていただきます、委員の皆様から承認を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目でございます。2024年度都道府県国保運営方針改定に向けた国保統一を書き込まないように、市町から意見を上げることが出来ないのかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の2024年度都道府県国保運営方針に方針の改定に向けた国保統一を書き込まないように、市町から意見を上げることが出来ないのかについてのご質問に答

弁をさせていただきます。国民健康保険税水準の統一は、市町が実施する国保事業の標準化、市町村間の格差の無い被保険者間負担の公平性の確保、財政運営の安定化を図りつつ将来的に持続する国保制度のため、令和18年度の統一を目指して香川県全体で取り組んでいるものです。令和3年度からの国保運営方針に保険税の水準統一を定めている都道府県は18道府県あり、今後も全国的に保険税水準の統一について議論が進むと思われます。国保制度を維持していくためには、市町間の相互扶助により保険税水準を統一して安定的な財政運営を目指していくことが必要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁ありましたけれども、これは、国保が都道府県化に移行する前提になってきております。そして、私たちが、市町村が今まで所轄だったのが、財源が全部、県の方にいき、そしてまた、先ほど申しました標準保険料率を納めて、結局各市町の財源、基金ですね、これが全部保険料の積立金の方に回ります。そういう意味で非常に、この国民健康保険税の引下げが非常に難しくなってきたと認識でございます。そういう意味において、是非、これは、そういうことはしないようにということで国保統一、これをすると大変なことになりますので、是非これは肝に銘じて頂きたいと思っております。

次に、5点目を申し上げます。コロナ傷病手当金は23年3月に打ち切られると思っておりますが、これは、町としてはどうするのかをお尋ね致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のコロナ傷病手当金が打ち切られることについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、多度津町の国民健康保険における傷病手当金は、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等に基づき行っておりますが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられる方針が示されました。これを踏まえ、厚生労働省も同日以降、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了する旨の発表がありました。本町におきましても、国の動向に合わせて、令和5年5月7日までの間に発症した被保険者に支給することとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁がございましたが、国が5類に引き下げるということでございますが、これは5類に引き下げると、今度コロナが流行りましても自己負担となる認識でございます。

そこで、再質問を致します。町独自の救済の方法は、この独自の救済方法があるのかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎委員の再質問に答弁をさせていただきます。多度津町におきましても国の動向に合わせて、令和5年5月7日まで発症した被保険者に支給することとなり、その後は財政の関係上、考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

出来る限り冷たいことを言わずに、是非、町の独自支援をして。国保に入っとる人は大変なんです。そういう意味におきまして、是非手厚い援助をよろしく願いしたいと思います。

次に6番目に入りたいと思います。休業支援金、給付金や小学校休業等対応助成金は、23年5月に期限を迎えるのですが、どうするのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の休業支援金、給付金や小学校休業等対応助成金は、23年5月に期限を迎えるがどうするのかのご質問に答弁をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることが出来なかった方に対する支援金・給付金でございます。また、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金は、子どもの世話をを行うために契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者を対象とした支援金でございます。これらは、いずれも厚生労働省所管の国の給付金事業で、対象期間は今年3月31日までとし、申請受付は5月31日をもって終了予定であるということが公表されてございます。これらは、政府が今年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、5類感染症に位置づけることを決定したことに伴う施策の見直しと考えられます。今後ウィズコロナの取組がさらに進むことが予想される中、国の政策を注視しながら、町民の方には随時、ホームページ等を通じて情報発信をしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、最後7番目でございます。介護保険では利用料2割負担の対象拡大や老健施設などの多床室、つまり相部屋でございますが、この有料化を厚労省は23年夏までに結論を得るとしてありますが、町としてはどう対応するのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の介護サービス利用料の2割負担や介護保険施設等の多床室の有料化についてのご質問に、答弁をさせていただきます。介護サービスの利用者負担割合や介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室の費用等は厚生労働省が介護報酬を決定しております。介護保険制度においても所得に応じて利用者の負担段階区分が決められており、上限額を超えての負担が生じた場合は、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給し、利用者の負担の軽減

を行っております。また、介護施設に入所した時に掛かる居住費におきましても低所得者対策としまして所得に応じた利用者負担段階が決められており、生活保護の受給者におきましては、多床室に限り無料となっております。いずれも次期計画の策定に当たり介護給付費に影響してくると思われますので、国の動向を注視してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上、私、3点にわたりまして、町当局の答弁を求めました。これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、14番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

長時間お疲れでございました。

散会 午後2時52分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年3月7日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記